

## 令和4年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和4年5月19日(木) 午前10時00分から10時55分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 中本 久美子  
委員 細田 耕治
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼給与課長 前田 俊和  
任用課長 尾田 聡子 係 長 米田 康孝  
係 長 足立 陽子 係 長 山口 玲夏  
※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

### 四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 鳥取県警察官採用試験(令和5年4月採用予定 警察官A・B(1回目))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験(令和4年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の実施について
- 議案第5号 鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について
- 議案第6号 鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)の実施について
- 議案第7号 鳥取県警察官採用試験(令和5年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の実施について
- 議案第8号 選考により採用する職に係る承認について(講師、言語聴覚士、作業療法士)
- 議案第9号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)
- 議案第10号 人事委員会定めの一部改正について(特殊勤務手当関係)
- 報告第1号 2022年度給与勧告等に関する要求書について

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第4号から第10号及び報告第1号は公開、議案第1号から第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 大学卒業程度(事務(キャリア総合コース)))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

鳥取県職員採用試験（令和4年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

標記の採用試験を、以下のとおり実施する。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事 務	3名程度
土 木	2名程度
警察行政	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和46年（1971年）4月2日から平成3年（1991年）4月1日までに生まれた人

イ 国籍

事務、土木：日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、採用予定日の前日までに取得見込みであれば受験可能。

警察行政：日本国籍を有していること。

※学歴、経験要件なし。

(3) 試験内容

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験（SPI3（基礎能力のみ））
	専門試験（土木のみ） [多肢選択式・・・120分] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験 [1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験 事務、土木 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験 警察行政 個別面接による人物についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用

する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受付期間		6月27日(月)～7月25日(月)(消印有効) (インターネット受付:6月27日(月)午前9時～7月25日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	8月28日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁、とりぎん文化会館 米子会場:国際ファミリープラザ 東京会場:ビジョンセンター東京八重洲南口 大阪会場:JEC日本研修センター心斎橋
	合格者発表	9月9日(金)(予定)
第2次試験	試験日	事務、土木 10月上旬のうち指定する1日(予定) 警察行政 10月7日(金)(予定)
	試験会場	事務、土木 鳥取県庁 警察行政 鳥取県警察本部
	採用候補者発表	事務、土木 10月中旬(予定) 警察行政 10月25日(火)(予定)

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがある。

※警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(5) 採用予定時期

令和4年11月から令和5年4月までの間で採用候補者の事情等を考慮して決定

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員:氷河期世代チャレンジ枠は何回目の実施となるか。

事務局:3回目となる。当初は今年度までの実施予定だったが、先日、総務省から通知があり、国も来年度以降も氷河期世代の支援に取り組むので、地方でもお願いしたいとのことだった。ただ、政策的に本当に支援が必要な氷河期世代の方の救済になっているのかというジレンマも感じる。

◇議案第5号

鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和5年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	14名程度
土木	4名程度
警察行政	4名程度
保育士	4名程度
司書	1名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

事務、土木、警察行政：平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

保 育 士 、 司 書：昭和62年4月2日以降に生まれた人

イ 資格

保 育 士：児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた人又は令和5年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

司 書：図書館法第5条第1項に規定する司書の資格を有する人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

ウ 国籍

警 察 行 政：日本国籍を有していること。

その他の職種：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和5年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月29日（金）～8月29日（月）（消印有効） （インターネット受付：7月29日（金）午前9時～8月29日（月）午後5時）
第1次試験	試 験 日	9月25日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：国際ファミリープラザ
	試 験 種 目	<b>事務、警察行政</b> 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 <b>土木、保育士、司書</b> 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
	合格者発表日	10月5日（水）（予定）
第2次試験	試 験 日	<b>事務、土木、保育士、司書</b> 10月下旬（予定） <b>警察行政</b> 10月28日（金）
	試 験 会 場	<b>事務、土木、保育士、司書</b> 鳥取県庁 <b>警察行政</b>

		鳥取県警察本部
試験種目		事務、土木、保育士、司書 人物試験（集団討論及び個別面接） 警察行政 人物試験（個別面接）
採用候補者発表日		事務、土木、保育士、司書 11月中旬（予定） 警察行政 11月17日（木）

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがある。

※警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

※第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。（第1次試験合格者のみ採点。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

## 2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS（LINE、Twitter、Facebook）、メールマガジン
- ・県内高等学校、資格取得可能な短大へ送付等
- ・報道機関への資料提供
- ・関係機関に協力を要請 など

### ◇議案第6号

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

令和5年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

#### 1 試験の概要

##### (1) 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

##### (2) 募集職種・障がい種別・採用予定者数

職 種	障がい種別	採用予定者数
事務	身体障がい	1名程度
	精神障がい	1名程度
警察行政	身体障がい	1名程度
	精神障がい	

##### (3) 受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

##### (4) 受験資格

###### ア 年齢

昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

## イ 国籍

### (ア) 事務

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和5年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

### (イ) 警察行政

日本国籍を有していること。

## (5) 試験日程

### ア 事務

受付期間	8月26日(金)～9月14日(水)(消印有効) ( <del>イ</del> 初受付：8月26日(金)午前9時～9月14日(水)午後5時)	
第1次試験	試験日	10月23日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：国際ファミリープラザ
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月10日(木)(予定)
第2次試験	試験日	11月下旬(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月上旬(予定)

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがある。

※第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

## イ 警察行政

受付期間	8月26日(金)～9月14日(水)(消印有効) ( <del>イ</del> 初受付：8月26日(金)午前9時～9月14日(水)午後5時)	
第1次試験	試験日	10月23日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：国際ファミリープラザ
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月10日(木)(予定)
第2次試験	試験日	12月2日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部
	試験種目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月12日(月)(予定)

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがある。

※第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

## 2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供

- ・ 県内特別支援学校、障がい福祉関係団体へ送付
- ・ 関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：知的障がい者対象試験を実施しないのはなぜか。

事務局：任命権者で実施されるため。やはり任命権者でないと能力実証が難しい。県としては実施している。

委員：県内の特別支援学校には受験案内を送付するとのことだが、高校からの受験者はあまりないのか。

例えば軽度の精神障がい者等は、小中学校では特別支援学級があるが、高校でもニーズのある方も受け入れている。

事務局：教育委員会にニーズを確認する。障がいのある生徒もいるので、ニーズはゼロではないと思われる。

◇議案第7号

鳥取県警察官採用試験（令和5年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和5年4月1日採用予定の標記の採用試験を以下のとおり実施する。

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官A	警察官（男性）	4名程度
	警察官（女性）	1名程度
	警察官（チャレンジコース）	2名程度
警察官B	警察官（男性）	18名程度
	警察官（女性）	3名程度

(2) 受験資格

ア 年齢要件

(ア) 警察官A

昭和62年4月2日以降に生まれた人

(イ) 警察官B

昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

イ 学歴要件

(ア) 警察官A

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

(イ) 警察官B

警察官A以外の人

ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

(3) 試験日程

受付期間	7月29日(金)～8月29日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月29日(金)午前9時～8月29日(月)午後5時)	
第1次試験	試験日	9月18日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:国際ファミリープラザ
	試験種目	教養試験(警察官(男性)及び警察官(女性)のみ)、基礎能力試験(警察官(チャレンジコース)のみ)、適性検査、資格加点(警察官(男性)及び警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、柔道、剣道、財務、情報処理において一定の資格等を有する者に加点)
	合格者発表日	9月29日(木)(予定)
第2次試験	試験日	11月2日(水)～11月4日(金)(予定)
	試験会場	鳥取県警察本部、鳥取県警察学校
	試験種目	人物試験(個別面接)、論文試験(警察官Aのみ)、作文試験(警察官Bのみ)、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月28日(月)(予定)

※上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがある。

※第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注)第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS(LINE、Twitter、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・大学及び高校へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第8号

選考により採用する職(講師、言語聴覚士、作業療法士)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
講師(看護教員)	2名程度	・職員の欠員による補充
言語聴覚士	1名程度	・職員の欠員による補充
作業療法士	1名程度	・今年度末で退職する職員の補充



2 採用予定日

令和5年4月1日

(任用候補者の資格取得状況等により、予定日以前の採用も検討)

3 配属先及び職務内容

申請のあった職	配属先	職務内容
講師 (看護教員)	看護専門学校等	看護師等養成施設において、講師(専任教員)として、講義(看護専門科目)、実習指導、学生指導等
言語聴覚士	総合療育センター、療育園、福祉保健部、県立病院等	肢体不自由、精神発達遅延、聴覚障がい等に伴う言語発達遅滞児及び言語障がい児等の言語聴覚療法(外来、入院、在宅)、地域支援及び指導(学校、保育園、幼稚園等の各施設等)
作業療法士	総合療育センター、療育園等	肢体不自由・運動発達遅滞児の作業療法(外来、入院、在宅)、地域におけるリハビリテーション(介護、老人保健事業等)の支援、指導等

4 能力実証の方法

知事部局において選考を実施。

(1) 講師(看護教員)

ア 受験資格

○年齢要件

昭和38年4月2日以降に生まれた人(59歳以下)

○資格・免許等

保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師免許を有する人で、次のいずれかに該当する人(令和5年3月31日までに該当する見込みの人を含む)

- ・保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修(※1)を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人
- ・保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目(※2)を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人(教育に関する科目の履修は4単位以上必要)

(※1) 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。)、旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、国立保健医療科学院の専門課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程地域保健福祉分野(平成16年度)

(※2) 教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目

イ 選定方法

○経歴評定 職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定

○論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

○面接試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

(2) 言語聴覚士及び作業療法士

ア 受験資格

○年齢要件

昭和62年4月2日以降に生まれた人(35歳以下)

○資格・免許等

言語聴覚士	言語聴覚士法第3条に規定する言語聴覚士の免許を有する人又は令和5年3月31日までにに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人。
-------	--

作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第3条に規定する作業療法士の免許を有する人又は令和5年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人。
-------	--

イ 選定方法

- 基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験
- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- 専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験
- 面接試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定：共通）

- 5月20日（金） 募集開始
- 6月17日（金） 募集〆切
- 6月25日（土） 試験日
- 7月1日（金） 合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第9号

選考により採用する職（医療技術職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
臨床検査技師	3名程度	・今年度末で退職する職員の補充（中央病院1名） ・宿直勤務中に発生する検査業務の急増に対応するため、令和5年4月から関連部署で交替制勤務を導入することに伴う配置上の増員（中央病院2名）
診療放射線技師	4名程度	・今年度末で退職する職員の補充（中央病院1名、厚生病院1名） ・宿直勤務中に発生する検査業務の急増に対応するため、令和5年4月から関連部署で交替制勤務を導入することに伴う配置上の増員（中央病院2名）
理学療法士	2名程度	・要介護患者など新患者数の増加に伴うリハビリ依頼に対応した、実施密度の高い体制の構築（中央病院2名）

2 採用予定日

令和5年4月1日

3 能力実証の方法

病院局において選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(2) 受験資格

(ア) 年齢

昭和38年4月2日以降に生まれた者（59歳以下）

(イ) 免許

それぞれの免許を有する者又は令和5年4月30日までに取得見込みの者

#### 4 試験実施スケジュール

6月13日（月） 募集開始

7月14日（木） 募集〆切

7月30日（土） 試験日

8月30日（火） 合格発表

#### 5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

#### 【質疑等】

委員：県立病院の体制が変わることか。

事務局：来年度から交代制勤務を導入するということである。

委員：現在の体制はどうなっているのか。

事務局：宿直等に対応しているものと思われる。

委員：24時間体制になるということか。

事務局：そうではないかと思われる。そのため、看護師のように交代制にするものと思われる。

委員：そういう職種ということか。

事務局：そこまで頻繁にはないようにも思われるが、体制拡充、現場にニーズがあるものと思われる。

#### ◇議案第10号

人事委員会定めの一部改正（特殊勤務手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正する定め の名称

特殊勤務手当の運用について（平成4年3月27日付発鳥人委第158号鳥取県人事委員会委員長通知）

##### 2 概要

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第25条第1項に定める教育業務連絡指導手当の支給対象として「その職務が困難であるとして人事委員会の定めるもの」について、学校教育法等の改正に伴う所要の改正を行う。

(1) その支給対象に「義務教育学校」を追加する（平成30年4月からの義務教育学校新設に伴う関係定めの改正漏れ。）

(2) 「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める（平成19年4月からの特別支援学校制度の創設に伴う関係定めの改正漏れ。）

##### 3 施行日

議決日

ただし、(1)に関する部分については平成30年4月1日から、(2)に関する部分については平成19年4月1日から適用する。

**【質疑等】**

委員：対象者には手当は支払われているか。

事務局：支払われている。

**◇報告第1号**

2022年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】

## 報告第1号

鳥取県人事委員会  
委員長 小松 哲也 様



2022年4月20日

鳥取県職員労働組合  
執行委員長 三浦 敏 樹



鳥取県現業公企職員労働組合  
執行委員長 福山 裕 希



鳥取県教職員組合  
執行委員長 細 砂 直



鳥取県高等学校教職員組合  
執行委員長 岡 島 恒 志



鳥取県会計年度任用職員労働組合  
執行委員長 岩 崎 尚 美



地方独立行政法人  
鳥取県産業技術センター職員労働組合  
執行委員長 中 野 陽



全日本自治団体労働組合鳥取県本部  
執行委員長 山 口 一 樹



### 2022年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態に関わりなく、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国最低であり、人材の確保が困難になりつつあり、とりわけ学校では教員の確保ができない状態となっております。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員への応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努力をいただきますよう要求します。

#### 一 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水準に合わせて改善すること。
- (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員、保育士、児童相談所職員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。

#### 二 非正規雇用職員の処遇改善の要求

- (1) 公務の運営に欠かせない非正規雇用職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、処遇が改善される方向で人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。

#### 三 職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に指導すること。
- (3) 長時間労働の是正のため、人員確保を図るとともに、適切な人員配置、業務の削減に取り組むよう各任命権者に対して指導すること。

#### 四 諸手当改善の要求

- (1) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表の整合を図ること。
- (2) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を100分の150とすること。
- (3) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
  - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる費用を全額支給とすること。
  - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (4) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (5) 扶養手当を以下のとおり改善すること。
  - ア 子の扶養手当の額を国と同額にすること。
  - イ 教育加算額を引き上げること。
  - ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。
- (6) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。
- (7) 高齢者部分休業をした者の退職手当における除算期間を、実際に休業を行った時間を基に計算すること。
- (8) 待機の実態に見合った手当を支給すること。

#### 五 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
  - ア 現在1疾病180日間のクーリング期間について国にあわせて短縮すること。
  - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。

- ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。
- (2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改善すること。
  - ア 介護休暇期間を1年に延長すること。
  - イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡大すること。
  - ウ 介護休業制度を創設すること。
  - エ 介護離職者の再採用制度を創設すること。
- (3) 人事院の育児休業法の改正に関する意見申出等をふまえ、次のとおり改善すること。
  - ア 育児休業の分割取得を可能とすること。
  - イ 期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定にあたり、子の出生後8週間以内における育児休業期間とそれ以外の育児休業期間を合算しないこと。
- (4) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (5) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改善すること。
  - ア 日数を増やすこと。
  - イ 対象年齢を18歳まで拡大すること。
  - ウ 養育の実態がある三親等への対象拡大や臨時休校に伴う子の世話も対象とするなど、取得要件の緩和を図ること。
- (6) 家族看護休暇を新設すること。
- (7) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり改善すること。
  - ア 特別休暇の不妊治療休暇を、頻繁な通院等の要件に関わらず年10日とすること。
  - イ 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
  - ウ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。
- (8) 夏季休暇の取得期間を10月までに拡充すること。
- (9) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。
- (10) 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症に関する特別休暇の対象に、通所施設の閉鎖に伴う要介護への対応を加えること。

## 六 労働基準監督強化の要求

- (1) 勧告・報告に教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の正確な実態把握と事後検証を基にした、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること。
- (2) 時間外勤務記録が正確になされているか定期的に調査し、必要に応じて各任命権者に対して是正勧告を行うなど、人事委員会として労働基準監督権を適切に行使すること。

## 七 職場環境改善の要求

- (1) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性あるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者を指導すること。
- (3) 良好な職場環境の整備は使用者の責任であることをふまえ、ハラスメントに当たるかどうかに限らず、勤務環境を悪化させる恐れのある行為が発生しないよう、各任命権者への

- 指導を含め積極的な対応を行うこと。また、研修体制の強化や発生した場合の対応について、各任命権者に対して指導を行うこと。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。
  - (5) 休職者の職場復帰支援策の改善を各任命権者に対して指導すること。
  - (6) 育児や介護等の事情で離職した職員の再採用制度を、他県や国の取り組みをふまえて創設すること。
  - (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。
  - (8) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を図るよう各任命権者に対して指導すること。
  - (9) 全ての職種に対し、妊娠時の業務軽減のため、職員を配置できるよう予算措置を講ずるよう各任命権者を指導すること。
  - (10) 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に指導すること。
  - (11) 他の地方公共団体及び民間の状況を踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合の救済措置を定めた条例制度の制定について勧告・報告を行うこと。
  - (12) 人事委員会事務局が、人事評価制度等の勤務条件等の相談窓口であることを県職員に周知すること。

#### 八 高齢者雇用制度の要求

- (1) 公務員の定年延長に関して改正国家公務員法・地方公務員法が2021年6月に成立したことをふまえ、以下の対応をすること。
  - ア 2023年4月1日からの定年の段階的な引上げに向けて、具体的シミュレートに基づく計画的な新規採用の実施、定年前再任用短時間勤務の導入に向けた職務内容・配置・勤務形態等の整備、組織の新陳代謝の確保や組織活力の維持という制度趣旨をふまえた役職定年制のあり方など、組合との交渉・協議のもと、必要な検討を行うこと。
  - イ 雇用と年金を確実に接続するための再任用職員については、職務・職責が定年前と変わらない実態にあることもふまえ、給与水準の改善見直しを早急に行うこと。諸手当についても定年前の職員との均衡等を考慮し改善すること。
- (2) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。
- (3) 退職手当について定年延長前より減額することがないようにすること。また、勤続年数・支給率とも上限を引き上げること。

以上

#### 【質疑等】

事務局：新型コロナへの対応等で時間外勤務が増えていることもあり、労働基準監督の強化についての声が今年は強いと聞いている。人事委員会でできることには限界もあるが。

委員：検討の上、回答案を作成してもらいたい。

#### 六 次回人事委員会の開催

令和4年6月22日（水）午前10時00分から開催することとした。